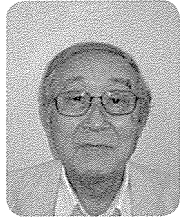


# かもがわ



残暑お見舞い

申上げます



## 調停改革

坂元 和夫

### 一 最高裁の新しい指針

最高裁は、昨年、民事調停について、調停委員会が調停案を策定し当事者にこれを提示するなどしてもっと積極的に調停に臨むべきだとする指針を発表しました。

近年の民事調停事件数の減少傾向に最高裁が危機感を抱いたからだと言われていますが、弁護士任官の非常勤裁判官が意欲的に調停に取り組んだことに刺激されたからだという見方もあります。

慣れ親しんだ制度やしきたりを改革しようとするのは良いことに違いありません。制度は長年の使用の間に金属疲労を来すからです。今回の調停改革についても何となく良さそうなことだ

という気がしないではありませんが、これまでに最高裁が打ち出した民事司法の改革改善方策が事件の効率処理を目指すものだったことを考えると手放して賛成するのもためらわれず。

### 二 調停の現状の問題点

(一)わが国の調停の最大の問題点は、調停委員が調停の成立にあまりにも重きを置きすぎることです。裁判所も成立件数の多さで調停委員を評価し、永年委員を務め成立件数の多い委員の労を表彰や叙勲でもって報いています。当事者が調停を申立てるのは紛争解決のためだから当然ではないのかと言われそうですが、調停成立を至上目的にする内容や手続が二の次にな

り、調停が成立しても本当の意味での紛争解決とはいえず当事者の不満が残ることになるからです。

(二)調停成立前には調停委員会の評議が行われ、調停主任である裁判官が合意内容をチェックするので、法に明らかに反する内容の調停が成立することはないでしょう。しかし、その紛争が訴訟になった場合にどちらの言い分が認められるか必ずしも明らかでない場合には、いずれかの当事者に傾いた内容で合意が成立することはありえます。一方にだけ弁護士の代理人が付いている場合とか、双方とも本人で情報量・交渉力に差があったり、片方が強気で主張を曲げず他方がそうでない場合などには、調停委員が説得しやすい当事者に譲歩を迫って合意させることになりがちです。こうして成立した調停には正義公平の観点から見て問題があります。

今回の最高裁の指針は裁判官の関与を強めるものなので、こうした調停内容上の問題点の改善という観点からみると積極的に評価できません。

(三)わが国の調停の進め方をみると、殆ど全ての事件で、当事者が別々に調停室に呼ばれ調停委員と面接します。他方当事者はその間別室で呼ばれるのを待ちます。この交互方式をとる理由として、紛争当事者を同席させると言い合いになり対立が激化して合意の調達が難しくなるからだと言われます。確かに、離婚やDV(家庭内暴力)やストーカーなど同席が相当てない場合があります。しかし、わが国では、特殊な事件に限らず民事調停も家事調停もさらには裁判所の和解でさえも全ての事件で当然のように交互方式がとられているのは何故でしょうか。

が格段に楽で話をまとめやすいからです。もう一つは、交互方式では一方当事者の言い分を他方当事者へどの程度伝えるかは調停委員や裁判官の胸先三寸にかかっています。当事者は自分の言い分を分かってほしいという気持ちがあるところに情報を小出しにされて調停委員や裁判官に依存する心理状態になり、いわばその掌に載せられているのと変わりがないことになりました。

裁判官の場合には判決による威嚇がこれに加わって、調停委員や裁判官は当事者を心理的に操り合意へ持って行くことが容易になります。

(四)判決裁判官が行う和解の交互方式のことを欧米の法律家に話すと、一様に「アンフェアだ。信じられない」という反応が返ってきます。欧米人だけでなく誰が見ても問題の多いこうした和解や調停のやり方が改められることなく行わ

れ続けられるのにはそれ相応の理由があります。

「最低の和解でも最高の判決に優る」という言い方があります。これは著名な学者が合意による紛争解決の重要性を強調するために「……と言っても良いくらいだ」とレトリックとして述べたものが悪用され大義名分として利用されているのです。「和の精神」を尊ぶ

文化、未だに「裁判沙汰」を嫌う未熟な権利意識、西欧から移入した近代法を無効化するためにお上りが作った調停制度の由来などがこの大義名分の背景にあります。和解や調停におけるアンフェアな交互方式による成立至上主義は、こうした前近代的なメンタリテイによる意識的・無意識的な正当化によって維持されているものと思われま

### 三 最高裁指針の評価

今回の最高裁の改革指針は、確かに、「まあまあ調

停」や「何でも足して二で割る調停」や「だからだと続く漂流型調停」を無くそうとする点では評価できます。しかし、「交互方式を利用した成立至上主義」という現状の調停の最大の問題点については何の問題意識も見られず、かえってこれを動長する恐れすらあります。

### 四 アメリカの調停論を範とする考え方からの批判

アメリカでは、単に事件の決着を付けることを目的とするのではなく、紛争当事者が話し合うことによって相互理解を深め関係を修復することを重視する調停(Mediation)が各方面で盛んになってきているようです。この調停理論はわが国にも大きな影響を与え、和仁孝教授など著名な学者がこの考え方に立って多くの論文を発表しています。

アメリカ流の調停理論からすると、最高裁指針はこ

れと対極の方向を目指すものであることは明らかです。から消極評価を免れませ

### 五 別の視点

アメリカの調停論は魅力的ですが、だからといってわが国の調停制度もそうあるべきだと言うのは短絡的に過ぎます。

アメリカのADR(代替的紛争解決手続)には、裁判に近い拘束力のある仲裁(Arbitration)から当事者主導の調停までの間に実に多様なものが数多くあります。代表的なものを挙げると、拘束力のない仲裁、ミニ・トリアル(Mini-Trial)示談のために当事者が行う元判事による模擬裁判、サマリー・ジュリー・トリアル(Summary Jury Trial)示談のために当事者が行う模擬陪審裁判、ミッドラブ(MedArb)調停が行き詰まるとそのまま仲裁に切り替える)、オンブズマン

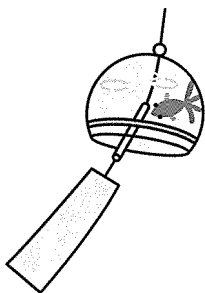
(Ombudsman)組織内に置かれる独立性のある苦情処理的な紛争解決制度)などがあります。また、同じ調停でも、生徒が調停者を務める学校内調停などのピア調停(Peer to Peer)などいろいろなタイプのもがあるようです。殆どのADRは民営で政府によるものは少数です。

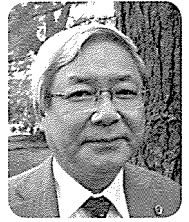
アメリカでは、このように多様なADRが選択肢としてあるので、徹底した当事者主導型の調停もそれに適したケースにおいて効用を発揮出来ます。これに反して、わが国では、ADR基本法後多くの民間調停が出来ましたが、弁護士会のもを含めその現状は誠にお寒いもので、裁判所の民事・家事調停と比べると取扱い件数は全部併せてもその数%にもなりません。

裁判所調停の改革はこの現状を前提にして考える必要があります。一つは、裁判所調停の評価型・司法型

の調停スタイルをより徹底・特化することにより、別の選択肢としての民間調停の多様化を促し、利用者の選択の幅を広げるという長期的展望に立つ考え方で。もう一つは、一人勝ちの裁判所調停の現状が当分変わらないことを見越して、裁判所調停に事案に応じた多様な調停スタイルを持ち込む改革を目指すものです。いずれをとるべきかは難しい問題ですので弁護士会をはじめとして各方面における熱心な討議が望まれます。

以上





## 原爆症認定訴訟の今と 福島第一原発被害

尾藤 廣喜

### 原爆症認定訴訟とは

原爆症の認定とは、認定申請者の疾病が、原爆放射線によるものであるかどうか、また、これについて医療が必要であるかどうかを厚生労働大臣が認める制度です。認定されると医療特別手当月額約一三五〇〇〇円が給付されます。しかし、この認定は非常に厳しく、かつては、被爆者の一%にも満たない約二〇〇〇人しか認定されなかったところから、京都原爆小西訴訟、長崎原爆松谷訴訟が提起されました。しかも、これらの裁判で原告が勝訴した後も、厚生労働大臣は、認定基準をかって厳しくしたため、全国で集団訴訟が提起されることになりました。

そして、この訴訟では、

二〇一〇年(平成二二年)三月から「ノーモアヒバクシャ訴訟」として新しい認定訴訟を提訴し、裁判は、今、東京・名古屋・大阪・岡山・広島・長崎・熊本と七地裁一〇〇人を超える原告に広がっています。

既にこの訴訟の判決は六つ出され、最近では、大坂地裁で本年三月二〇日に原告四人全員、五月九日に原告二人全員、熊本地裁で三月二十八日に原告八人中五人が勝訴しています。

三〇回以上の被爆者側勝訴の判決があり、厚生労働大臣は、二回にわたって「原爆症の審査の方針」を修正しましたが、それでも不十分で、集団訴訟を終結させるために、二〇〇九年(平成二二年)八月六日に、当時の麻生太郎首相と被爆者団体である日本被団協との間で、「原爆症認定集団訴訟の終結に関する基本方針に係る確認書」が調印されました。これによって、集団訴訟は終結し、「今後、訴訟の場で争う必要のないように」認定のあり方について定期協議を行うことになっていました。しかし、その約束は守られず、以後も認定申請の却下が相次ぎます。

### ノーモアヒバクシャ訴訟とは

このため、私たちは、

このような国の態度は、平均年齢が七九・四四歳と言われ、病に苦しむ被爆者の切実な要求を踏みにじるものです。

なぜいつまでも国は争うのか  
何故国は、このような冷酷な態度を採り続けているのでしょうか。それは、裁判所に出された国の書面と原爆症の被害について「専門家」と称する人達の「意見書」の内容を見れば明らかです。

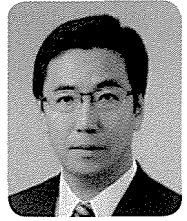
国は、「一定線量以下の被曝」では放射線被害が発生しない、原爆の誘導放射線や放射性降下物の影響は限定されている、放射線が体内に取り込まれていることによる内部被曝は無視できるなどという、これまでの判決で全く認められなかった主張を繰り返して主張しているのです。そして、その権威づけに、被爆の実態を見ず、国のお気に召す意見を言う「専門家」を利用してはなりません。

### 福島第一原発被害との共通性

この国の主張を聞いて何か気がつきませんか。そうです、国、東電は、福島第一原発の被害においても同様の主張をしています。

いわく、現在の被曝線量では放射線被害は起きない、内部被曝は心配する程度のものではない、放射線は除染により低レベルになっており帰還しても心配するような被害はない、海水の汚染も心配する程度のものではないなど。

国、東電は、原爆症認定訴訟についての裁判所の厳しい判断を福島第一原発における被害の評価と拡大防止策に反映させることをどうしても避けたいのです。反面から言えば、私たちは、福島第一原発の被害回復と拡大予防のために、ノーモアヒバクシャ訴訟の成果を活用したいと決意しています。また、その連帯を通じて原爆症認定制度の根本的「改革」を実現しなければならぬと考えています。



「、」か「、」

山崎 浩一

おざなりとなおざり

どちらが正しいのかあやふやなまま言葉や文字を使うということがありませんか。

例えば、何かをいい加減に済ましてしまうということを表現したいときに「おざなり」と「なおざり」のどちらを使うべきか、ちょっと戸惑うことはないでしょうか。

広辞苑では、「おざなり（御座なり）」は、その場逃れにいかげんに物事をすること、  
「なおざり（等閑）」は、あまり注意を払わないさまで、おろそかにすること、  
いかげんな行為をいうと説明されています。

ずつとづつ

また、文字で書く場合には「少しずつ」と「少しづつ」はどうでしょうか。広辞苑には「ずつ（宛）」とは分量を表す語について一定量の事物を割り当てる意を表すと書かれています。が、「づつ」は載っていません。ですから、「少しずつ」が正しいと言うことになります。

意志と意思

それから、「意志」と「意思」がありますが、もし、ある人物が「意志」という文字ではなく、「意思」という文字を使っていた場合には、その人は法律家である可能性が高いといえるでしょう。何故なら法律の用語では意思という文字が使われているからです。

「、」と「、」

このように似ていることからどちらをつかうべきか迷うという場合はなにも文字や言葉だけに限られませんが、記号であっても、このようなことがあります。

皆さんは横書きの日本語の文章を書くときに、句読点をどのように書きますか。句点をピリオドで書く場合はあまりないと思いますが、読点は「、」と「、」に分かれるのではないのでしょうか。

僕は、いつも「、」を使うのですが、案外「、」を使う人が多く、判決文では「、」が用いられています。

日本では、昔は句読点は付されていませんでしたが、活字の使用が増え始めた明治時代以降は、日本語での句読点の使用が、徐々に現れはじめたとのことです。

昭和二五年に文部省が発表した「国語の書き表し方」の付録として「横書きの場

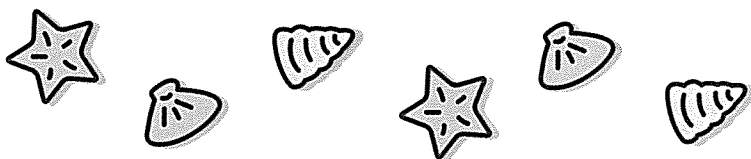
合の書き方」には、「横書きの場合には「、」を用いず、「、」を用いる」と書かれています。そして、第一二回国語審議会で議決された「公用文の左横書きについて」と「公用文作成の要領」

には、公文書は横書きとし、句読点は「、」を用いるよう定められました。

ところが、その後、現在でもこの要領に沿わない公文書が多く発行されています。そして、平成一年三月、文部省は横書きの読点について、文書全体で統一することで、「、」又は「、」のいずれでも可とするとの見解を出したとのことです。ちなみに、文部科学省のホームページから学習指導要領の解説文を見たところ、なんと「、」が用いられていたのです。

僕は、確たる根拠もなく、数字や英語の横書き文章なら、「、」でも良いが、日本語の文章であれば、横書きであっても、句読点を用い

るべきではないかと感じながら、「、」を用いてきました。何気ない疑問でも調べてみると、結構議論があるものだと思います。





## 裁判員制度五年

秋田 則仁

早いもので、裁判員裁判の制度が施行されてから五年が経過しました。日本人の特性というべきか、一旦

制度が導入されると、これに見事に適応し、今や当然の感があります。五年間で、裁判員又は補充員となられた数は約六五〇〇人にも

★

上ります。裁判員になることへの辞退の割合が六割余

りあることを問題視する向きもあるようですが、日本には国民が直接裁く側に立つという制度の土壌となる

点が高いようですので、この点は、長い目で見た対策を考えていけばよいように思います。

ようなものが何もなかったわけですし、選ばれた裁判員が極めて真剣、まじめに職責を果たしているとの評価が大半であり、制度そのものに對する国民一般の評

今最も考えなければならぬ問題の一つは、裁判員裁判による一審判決を高等裁判所が破棄するケースが増えているということでしょう。最も多いパターン

員が極めて真剣、まじめに職責を果たしているとの評価が大半であり、制度そのものに對する国民一般の評

は、先例に比して量刑が重いと、無罪判決、その対極として死刑判決が破棄されるという事例も出てきています。裁判員が国民の義務だ

もの、簡単にひっくり返され

一部を犠牲にして裁判に参加し、一生懸命に考え、迷って出した判決なのに、これが高裁で誤りと決めつけられ、簡単にひっくり返され

るといふことになってしま

地裁、高裁とも、いずれも三人の職業裁判官で構成される合議体により裁判されるのに、何故高裁が上級裁判所として地裁の判決を破棄できるかという実質的な根拠は、裁判所の実情に即して素朴に考えると、三人のうち一人が、地裁では経験のごく少ない若い裁判官であるのに対し、高裁では経験三〇年を超えるベテランである（しかも、裁判長を務める）ということ

るのですが、現在の法律の建前としては、この六人を加えても、高裁の裁判長の能力が勝るとみなされていることになりません。しかし、これには疑問を呈さざるを得ません。そもそも、裁判官が数多くの裁判を経験しているといっても、そこで下した判断が果たして客観的な真実に照らして正しかったかどうかということが検証されているわけでは

し、二人の裁判官は、経験的には大差がないのが普通だからです。他方、地裁の裁判員裁判では、右のような裁判官三人に、多彩な、しかし裁判には素人の一般国民六人が加わることに

るのですが、現在の法律の建前としては、この六人を加えても、高裁の裁判長の能力が勝るとみなされていることになりません。しかし、これには疑問を呈さざるを得ません。そもそも、裁判官が数多くの裁判を経験しているといっても、そこで下した判断が果たして客観的な真実に照らして正しかったかどうかということが検証されているわけでは

ありません。しかも、高裁の裁判長には、裁判実務に携わっていた期間より行政に携わっていた期間の方が長いという人も少なくありません。

るのですが、現在の法律の建前としては、この六人を加えても、高裁の裁判長の能力が勝るとみなされていることになりません。しかし、これには疑問を呈さざるを得ません。そもそも、裁判官が数多くの裁判を経験しているといっても、そこで下した判断が果たして客観的な真実に照らして正しかったかどうかということが検証されているわけでは

ありません。しかも、高裁の裁判長には、裁判実務に携わっていた期間より行政に携わっていた期間の方が長いという人も少なくありません。

るのですが、現在の法律の建前としては、この六人を加えても、高裁の裁判長の能力が勝るとみなされていることになりません。しかし、これには疑問を呈さざるを得ません。そもそも、裁判官が数多くの裁判を経験しているといっても、そこで下した判断が果たして客観的な真実に照らして正しかったかどうかということが検証されているわけでは

ありません。しかも、高裁の裁判長には、裁判実務に携わっていた期間より行政に携わっていた期間の方が長いという人も少なくありません。

るのですが、現在の法律の建前としては、この六人を加えても、高裁の裁判長の能力が勝るとみなされていることになりません。しかし、これには疑問を呈さざるを得ません。そもそも、裁判官が数多くの裁判を経験しているといっても、そこで下した判断が果たして客観的な真実に照らして正しかったかどうかということが検証されているわけでは

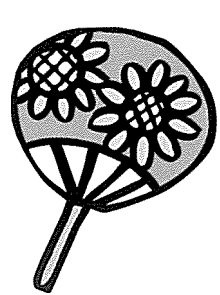
るのですが、現在の法律の建前としては、この六人を加えても、高裁の裁判長の能力が勝るとみなされていることになりません。しかし、これには疑問を呈さざるを得ません。そもそも、裁判官が数多くの裁判を経験しているといっても、そこで下した判断が果たして客観的な真実に照らして正しかったかどうかということが検証されているわけでは

るのですが、現在の法律の建前としては、この六人を加えても、高裁の裁判長の能力が勝るとみなされていることになりません。しかし、これには疑問を呈さざるを得ません。そもそも、裁判官が数多くの裁判を経験しているといっても、そこで下した判断が果たして客観的な真実に照らして正しかったかどうかということが検証されているわけでは

るのですが、現在の法律の建前としては、この六人を加えても、高裁の裁判長の能力が勝るとみなされていることになりません。しかし、これには疑問を呈さざるを得ません。そもそも、裁判官が数多くの裁判を経験しているといっても、そこで下した判断が果たして客観的な真実に照らして正しかったかどうかということが検証されているわけでは

るのですが、現在の法律の建前としては、この六人を加えても、高裁の裁判長の能力が勝るとみなされていることになりません。しかし、これには疑問を呈さざるを得ません。そもそも、裁判官が数多くの裁判を経験しているといっても、そこで下した判断が果たして客観的な真実に照らして正しかったかどうかということが検証されているわけでは

るのですが、現在の法律の建前としては、この六人を加えても、高裁の裁判長の能力が勝るとみなされていることになりません。しかし、これには疑問を呈さざるを得ません。そもそも、裁判官が数多くの裁判を経験しているといっても、そこで下した判断が果たして客観的な真実に照らして正しかったかどうかということが検証されているわけでは





# 急増する 海外トップ大学への進学

## 富増 四季

「東大のその先を目指す、  
未来のグローバルリーダー  
への道」これは、受験指導  
のZ会が海外大学進学コー  
スを開設するにあたって掲  
げたキャッチコピーです。  
単なる異文化体験や語学習  
得を目的とする短期留学で  
はありません。高校卒業後、  
日本の大学に行かず海外の  
4年生大学に直接入学する  
ためのコースです。

少子化の影響もあり、日  
本からの留学生の総数は、  
大幅な減少傾向にありま  
す。名門大学に限ってみて  
も、数年前、二〇〇九年の  
ハーバード大学への願書出  
願数は数通で、合格者一名  
という状況だったそうで、  
最近の日本の学生の内向き  
傾向としても指摘されてき  
たところです。

しかし、みなさんはご存  
知でしたでしょうか。実は、  
二〇一二年ころからハー  
バード大学の入試に「日本

人が殺到している」(同大学  
日本研究センター所長談)  
らしいのです。河合塾やベ  
ネッセなども、こぞって海  
外エリート大学への進学  
コースを強化しており、既  
に一定の合格実績を上げつ  
つあるそうです。

\* 留学をめざすような意欲  
ある学生個人の視点からみ  
れば、選択肢が増えて、可  
能性も世界に広がるという  
ことですから、喜ぶべき変  
化なのでしょう。私も米国  
留学してきた一人として、  
後輩たちの進路選択の幅が  
広がっていることについて  
は、嬉しく思います。

他方で、社会全体の動き  
のなかで捉えようと、日本  
の学歴競争社会もいよいよこ  
こまで来てしまったか、と  
いう印象です。田村耕太  
郎氏の言葉(現代ビジネス  
二〇一三・一・二二頁)を借  
りれば「日本の大学に、こ

れからの激動の時代を生き  
ていかななくてはならない子  
弟を送り込むのは御免こう  
むるという親が増えている  
らしい。…有能な学生や世  
界を知りグローバル化する  
未来を想定している親は、  
東大や京大に行っているのは  
将来ヤバイと思いつつあ  
る」そうです。

\* お受験熱のモンスターが  
内側から国境を食い破って  
しまったかのような構図  
に、ぞっとする思いです。

\* 企業のグローバル化が進  
み、語学力や異文化コミュ  
ニケーション能力への評価  
が高まる一方で、日本の大  
学は変革が進みません。優  
秀な学生たちが海外進学を  
選択するも自然の流れだっ  
たわけです。それでも、数  
年前までの様子を見なが  
ら、私は、こと教育の分野  
に関しては安定志向が支配  
するものだど理解していま  
した。ですので、正直、直  
近数年の激変には大変驚き  
ました。

\* 一年前の本誌「かもが  
わ」で、私は改憲論と国民  
国家の解体をとりあげまし  
た。教育の分野でも、学生

の流出が増えつつあるので  
あれば、いよいよ日本の大  
学も抜本的変革を迫られ、  
結局のところ、欧米大学の  
価値観やグローバル企業人  
材の需要という、同じ物差  
しでの競争を強いられま  
す。意識しないままこの流  
れに乗ってしまったら、国内  
における人材育成の場面で  
も「国民国家」の解体が進  
むことになります。

\* 今でさえ、日本や全世界  
のさまざまな場面で、競争  
社会のひずみが露呈してい  
るわけですが、優秀な学生  
の海外流出と日本の大学の  
「グローバル」標準化が  
進めば、より一層の社会内  
格差と分断が進むことにな  
るでしょう。「日本らしさ」  
などお構いなしで、欧米グ  
ローバル資本の画一的な物  
差しで勝者・敗者を決める  
文化・価値観が浸透してい  
くわけです。本当にそれで  
いいのか、この流れにどう  
対抗できるのか、今こそ真  
剣に考えるときでしょう。

\* さて、こうした変化を反  
映してか、当事務所でも、  
今年度に入って二件ほど、  
外国に行った日本人留学生  
の案件の相談がありました。

うち一件ではホストファ  
ミリーから受けたひどい仕  
打ちや、留学あっせん業者  
の冷たい対応などでトラブ  
ルになっていました。

若き留学生は、大きな夢  
とともに、さまざまな立場  
の弱さを抱えています。特  
に単身で海外に挑戦する高  
校生などでは、まだまだ周  
囲の大人のフォロワーが必  
要な場面があるでしょう。

大きな世の中の流れに批  
判的に思う一方で、チャレ  
ンジ精神旺盛な学生さんた  
ちを応援したい、力になり  
たい、という思いには、格  
別のものがあります。

それは、私にとっては、  
約二〇年前の留学時代に、  
私の夢を応援し温かく支え  
てくれたホストファミリー  
や先生方、その他たくさん  
の方々への恩返しでもある  
のです。



【写真は、キャンパスTシャツ・  
英米対決の図です。】



## かもがわ講座

# プロバイダ責任 (制限)法<sup>i</sup>

この法律は、名誉毀損、中傷など、インターネット上で権利侵害を伴う違法な書き込み等が行われたときに、違法書き込みの削除や、書き込んだ人物（発信者）を特定する情報<sup>ii</sup>の開示をプロバイダに請求できることを定めた法律です。

制定から十年以上経過していますが、年々、変化するインターネット利用態様を反映して、細かい変更が加えられています。例えば、平成二三年の省令改正で、スマホ・携帯電話から書き込んだ人物が特定できるように端末の個人識別情報<sup>iii</sup>が開示対象に加えられています。

また、報道によれば、東京地裁では昨年七月の仮処分<sup>iv</sup>で、米国法人である「Twitter」社への開示を命じているそうです<sup>v</sup>。投稿した人物（発信者）もそれを読む人も日本在住、そして日本語での誹謗中傷であったわけですから、日本の裁判所に管轄を認めるべき要請が高いといえます。従来は適用が困難であった場面でも、判例法理の応用で開示させる運用が広がるかもしれません。

さて、具体的な削除依頼や開示の方法ですが、各種ガイドライン<sup>v</sup>などもネット上で公開されていて、一般の方でも容易に請求できるよう書式なども工夫されています。しかし、なかなか開示に応じないプロバイダ会社もあり、その場合は弁護士に依頼して仮処分や本訴請求などが必要となつてきます。仮処分の場合<sup>vi</sup>は、弁護士費用のほか担保金<sup>vii</sup>を積む必要があります。

Facebook や twitter などが人気を集め、個人でも気軽かつ広範囲に情報発信できる時代となりました。悪意を持った書き込み、不用意な書き込みによるトラブルも増えています。書き込む側も、他人の権利を侵害しないように十分な配慮と注意が必要です。

i 「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」

ii IPアドレス、メールアドレス、住所、氏名など

iii 携帯電話事業者が、利用者を識別するための番号で、この番号が判明すれば違法投稿者の住所・氏名が特定できるようになります。

iv その後の東京地裁H二六・一・一七で、Twitter社から提供を受けたIPアドレスをもとに、ソフトバンクBBに対して発信者の住所・氏名の開示が命じられています。

v 「プロバイダ責任制限法ガイドライン」(H二二・九月改訂版)「一般社団法人テレコムサティス協会のガイドライン等検討協議会が制定」

vi 金額の相場としては開示請求一件当たり約三〇万円とされています。先方に損害賠償権が発生するといった例外的な場面を除けば、手続終了後、返却を受けることができる金員です。